NPO 法人 F.C.きたつな運営規程

（事業の目的）

第１条　NPO 法人 F.C.きたつな（以下「事業所」という。）が設置するきたつな学童きたつなクラブ（以下「きたつなクラブ」という。）及びきたつな学童ひがしっこクラブ（以下「ひがしっこクラブ」という。）において実施する、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第２項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

２　放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。

４　事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い　、常にその改善を図る。

５　前４項のほか、児童福祉法及び横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（平成 26 年９月 25 日横浜市条例第 49 号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　きたつな学童きたつなクラブ

所在地　神奈川県横浜市港北区高田東１丁目２４番１号　メゾン・ド・かわもと１０３号３０１号

名称　　きたつな学童ひがしっこクラブ

所在地　神奈川県横浜市港北区高田東１丁目１２番１４号１Ｆ

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）　放課後児童支援員　４名（常勤職員４名）

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

（2）　補助員　若干名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

（3）　アルバイト　若干名

アルバイトは、放課後児童支援員の補助を行う。

（開室日及び開室時間等）

第５条　事業所の原則開室日及び原則開室時間等は、次のとおりとする。

（1）　開室日

ア　月曜日から土曜日までとする。

イ　開室日数は１年につき 250 日以上とする。

（2） 事業所の原則開室時間

ア 小学校の授業がある日 放課後から午後７時まで

イ 小学校の授業の休業日 午前９時から午後７時まで

ウ 次項を除く土曜日 午前９時から午後７時まで

（3） 事業所の時間外開室時間

ア 小学校の授業がある日 午後６時から午後７時まで

イ 小学校の授業の休業日 午前８時から午前９時まで、午後６時から午後７時まで

ウ 次項を除く土曜日 午前８時から午前９時まで、午後６時から午後７時まで

（4） 年間の閉室日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 8 月 13 日から 8 月 15 日までの日

エ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）

（支援の内容）

第６条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

（1） 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第５条に規定する開室日及び開室時間において、利用者への支援の提供を行う。

（2） その他支援に係る行事等

（支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額）

第７条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

（１） 費用の内訳は別表①の通りとする。

（２） 前項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。

（３） 事業所は、利用者から第１項の費用の支払いを毎月末日までに銀行口座に受けることとする。事業者・利用者の銀行口座の記録が当該費用に係る領収証かわりとなるものとする。

（利用定員）

第８条 利用者の定員は、原則としてきたつなクラブ４８名、ひがしっこクラブ７４名とする。単位ごとの内訳はきたつなクラブ単位１：２４名、単位２：２４名とし、ひがしっこクラブ単位１：３７名、単位２：３７名とする。但し両クラブ共に在籍児童数が４１名を下回る場合はこの限りではなく、単位ごとの内訳を単位１：４０名とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条 通常の事業の実施地域は、原則として横浜市内とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1） 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。

（2） 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休室を命ずることができる。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条　現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2　支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3　支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害の対策）

第 12 条　事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

（苦情解決の窓口）

第 13 条　事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。別途その窓口を保護者へ周知する。

2　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3　事業所は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条　事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4　事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（1）　虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）　職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）　採用時研修　　採用後６か月以内

（2）　継続研修　　年３回

2　事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存する。

3　事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から５年間保存するものとす

る。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は NPO 法人 F.C.きたつな理事会の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年５月１日より改定・施行する。

この規程は、令和６年４月１日より改定・施行する。

この規程は、令和７年４月１日より改定・施行する。

NPO 法人　F.C.きたつな　運営規程　別表

①　料金表

科目	区分	**金額**	備考
月額基本利用料	一般	**¥17,000**	内） おやつ代1,000円、 教材費500円
	特別会員（4年生以上）	**¥9,500**	
時間外	夕方延長（午後6時～午後7時）	**¥2,000**	各々事前申請必要
	早朝（午前8時～午前9時） ※高田学童保育所はなし	**¥1,000**	
	夏期早朝（午前8時～午前9時） ※高田学童保育所はなし	**¥2,000**	
法人年会費	通常会員	**¥15,000**	一世帯当たりの年額 ※法人へ納入
	特別会員	**¥10,000**	
その他	傷害保険料	**¥2,433**	児童一人当たり年額
	入会金	**¥12,000**	※法人へ納入
	遠足代	**実費負担**	

月額基本利用料の減免	①多子減免	**¥3,000**	申込書にて確認
	②単親世帯	**¥4,000**	申込書にて確認
	③就学援助支援を受けている世帯	**¥2,500**	就学援助認定通知の【写し】提出
	④生活保護受給世帯	**¥2,500**	保護証明書の【原本】提出
	⑤市民税非課税世帯	**¥2,500**	非課税証明書の【原本】提出
	⑥児童扶養手当を受けている世帯	**¥2,500**	証書の【原本】提出

※なお、減免④～⑥は複数条件が合致しても
減免額は－2,500円のみとする。

② 高田学童保育所に関する事項

令和６年４月１日より、高田学童保育所を運営事業所に追加する。
本規程に記載のないものについては原則として「NPO 法人 F.C.きたつな運営規程」に従う。

（事業所の名称等）
事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
名称　 高田学童保育所
所在地　神奈川県横浜市港北区高田町 1782-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）
当該事業所における職員の職種、因数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（1） 放課後児童支援員 ２名（常勤職員２名） 放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。
（2） 非常勤職員 若干名 非常勤職員は、放課後児童支援員の補助を行う。
（3） アルバイト 若干名 アルバイトは、放課後児童支援員の補助を行う。

（開室日及び開室時間等）
（1） 開室日
ア 月曜日から土曜日までとする。
イ 開室日数は１年につき 250 日以上とする。
（2） 事業所の原則開室時間
ア 小学校の授業がある日 放課後から午後７時まで
イ 小学校の授業の休業日 午前８時 30 分から午後７時まで
ウ 次項を除く土曜日 午前８時 30 分から午後７時まで
（3） 事業所の時間外開室時間
前項の原則開室時間に加え、いずれの日も午後６時から午後７時を時間外開室時間とする
（4） 年間の閉室日
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）
エ ８月 13 日から 15 日までの日

（利用定員）
利用者の定員は、原則として 40 名とする。

附 則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
この規程は、令和２年５月１日より改定・施行する。
この規程は、令和６年４月１日より改定・施行する。
この規程は、令和７年４月１日より改定・施行する。